

IV その他

1 入札参加資格登録事項に変更があった場合の手続き

(1) 変更事項の届出

ア 届出方法

- ・入札参加資格で認定されている事項に変更が生じた場合は、必要書類を添付の上、「建設工事等入札参加資格審査変更届」を速やかに提出してください。
- ・所定の様式（福島県独自様式）については、ホームページに掲載しています。なお、国土交通省様式での提出も可能です。
- ・受領確認を希望される方は、変更届の写しと返信用封筒を同封してください。

イ 注意事項

- ・変更届では、福島県における工事種別の追加登録はできません。工事種別の追加登録を御希望の場合は、追加登録受付期間中に別途申請願います。なお、追加登録の実施時期については、「Ⅱ. 入札参加資格審査申請の手続き」を参照願います。
- ・なお、合併、会社分割、営業譲渡、会社更正及び民事再生等の手続きに入る場合又は入った場合は、再申請等が必要となる場合がありますので、審査担当機関（受付機関）となる下記（2）の提出先へ御相談ください。
- ・入札参加資格の中間年における経営事項審査結果通知書を提出する必要はありません。ただし、個々の入札や契約の時点で発注機関が提示を求めることがあります。
- ・電子入札を行っている方（ICカードをお持ちの方）は、ICカードの再発行が必要となる場合がありますので、福島県入札監理課ホームページ（電子入札システム（工事等）に関するよくある質問と回答のページ）をご覧ください。必要の手続きを行ってください。
- ・変更届の届出内容と届出時期によっては、指名通知等を受けている場合において、指名通知や落札者決定を取り消されることがあります。
- ・変更届の提出遅延等により、入札及び契約事務の執行に重大な影響を及ぼした場合は、入札参加資格制限の対象となることがあります。

(2) 変更届の提出先等

提出者	提出先	提出方法	提出部数
県内業者	主たる営業所の所在地を所管する建設事務所行政課 ただし、南会津建設事務所については総務課	郵送 又は	1部
県外業者	総務部入札監理課	持参	

(3) 提出が必要となる変更事項及び添付書類

変 更 事 項	添 付 書 類
1 商号又は名称	① 建設工事等の場合 建設業法第 11 条に基づく変更届出書の写し又は商業登記簿抄本（謄本）の写し ② 測量等、製造の場合 商業登記簿抄本（謄本）の写し ※ 人名、商号名称に必ずフリガナをふること。 ※ 商業登記簿抄（謄）本の写しは、なるべく両面コピー（長辺とじ）で提出すること。
2 所在地 (委任先の営業所も含む)	
3 代表者	
4 受任者の職氏名	委任状兼使用印鑑届 ※ 委任期間：変更日から資格有効期間末日まで
5 電話番号及びFAX番号	不要
6 建設業許可変更事項 (変更のない更新は含まない)	許可通知書又は登録通知書の写し
7 建設コンサルタント登録部門の変更	登録又は抹消を証する書類の写し
8 組織変更	登記事項証明書の写し 株主調書 建設業許可（登録）通知書の写し
9 廃業	廃業届の写し
10 委任先の新規、変更（注）	営業所及び委任関係一覧表（第 4 号様式） 委任状兼使用印鑑届 ※ 委任期間：変更日から資格有効期間末日まで 許可、登録等を受けていること証する書類の写し （許可、登録等が必要な種別を委任する場合）
11 合併、会社分割等	※ 事前に各提出先にお問い合わせください。
12 会社更生手続き又は民事再生手続きの開始	
13 技術者数 ※ 測量等の土木設計を有する者において、管理技術者・照査技術者の総人数が 2 名以上又は 2 名未満になった場合	技術者経歴書（第 3 号様式その 2） 技術者集計一覧表（第 3 号様式その 3）

(注) 新規に営業所への委任を行う場合に委任している申請業種別を追加・変更する場合には、次のすべての条件を満たすこと。なお、営業所の新設、委任業種の追加・変更が分かるように変更届に記載すること。

また、新規で営業所を開設後、委任開始までの期間があり、かつ、関係書類の提出が可能な場合は、変更届を提出しても差し支えありません。ただし、当該内容に変更が生じた場合は、提出先へすみやかに連絡願います。

- ① 法律等で許可、登録等が必要とされている場合には、資格審査の申請業種に対応した許可、登録等を得ている営業所であること。

例 建設工事・・・建設業の許可、
測量・・・・・・・・測量法の営業所登録、
建築設計・・・建築士事務所登録 等

- ② 営業所の長への委任内容として、見積・入札・契約締結・代金請求及び受領のすべての権限を委任していること。

記載例

建設工事等入札参加資格審査変更届

・届出の時点の所在地、代表者等で記入すること。

令和 8 年 4 月 30 日

福島県知事

郵便番号 963-8876

・押印省略可とする。押印省略の場合、担当者名と連絡先を記入すること。
・届出によっては押印を求めることがある。

住所 福島県郡山市南1-94

電話番号 024-935-1329

商号又は名称 福島建設株式会社

代表者職・氏名 代表取締役 福島 次郎

担当職・氏名 営業課長 杉妻 花子

担当者連絡先 024-935-1330

入札監理課のホームページにある有資格者名簿から有資格者コードを確認し、記載すること。

有資格者コード 1 0 0 0 0 0 0 0 1

・認定を受けている種別をすべて○で囲む。

※有資格者名簿より確認して記入してください。

(入札参加資格認定種別) ※認定を受けている種別の番号に○を囲むこと

建設工事																		測量等					製造
①	2	③	4	5	6	7	8	9	10	⑪	12	13	14	15	16	17	⑱	1	2	3	4	5	1
一般土木	舗装	建築	電気設備	暖冷房衛生設備	鋼橋	PC橋	しゅんせつ	塗面処装	法面処装	上・下水施設	清掃施設	消雪設備	機械設備	通信設備	造園	さく井	グランド	地盤調査	航空測量	調査	土木設計	建築設計	製造

下記のとおり変更したので届出ます。

記

※人名の場合は、フリガナをふること。

届出月日ではなく変更月日を記入すること。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
代表者の変更	フクシマ 太郎 福島 太郎	フクシマ ジロウ 福島 次郎	令和8年5月1日	
本社所在地	〒960-8670 福島市杉妻町2-16	〒963-8876 郡山市南1-94	令和8年5月1日	
本社電話番号 本社FAX番号	TEL 024-521-7899 FAX 024-521-9727	TEL 024-935-1329 FAX 024-935-1407	令和8年5月1日	

人名にはフリガナをふること。

本社(本店)が受任者が明示すること。

備考

- 変更事項の届出内容と届出時期によっては、指名通知等を受けている場合において、指名通知や落札者決定を取り消されることがあります。
- 変更届の提出遅延等により、入札及び契約事務の執行に重大な影響を及ぼした場合は、入札参加資格制限の対象となることがあります。

2 組織変更等による工事等入札参加資格の再認定の手続き

入札参加資格認定後に合併（新設、吸収）、営業（事業）譲渡、分割（新設、吸収）等の組織変更を行った場合や会社更生法及び民事再生法に基づく手続開始決定を受けた場合の入札参加資格の取扱いについて説明します。

（1）組織変更をした者の入札参加資格

形態		当事者	資格	組織変更後の資格の取扱い
合併	吸収合併	存続会社	有	合併前の資格が継続 合併後の実態に応じた資格の再認定の申請可
			無	合併後の実態に応じた資格の再認定の申請可 (消滅会社が有資格業者の場合に限る)
		消滅会社	有	合併時点で資格消滅
	新設合併	新設会社	—	吸収合併の資格なしの存続会社に同じ
		消滅会社	有	合併時点で資格消滅
営 業 譲 渡 (事業譲渡)		譲渡人	有	譲渡した営業に係る資格は原則消滅 譲渡後も資格が残る場合は資格の再認定の申請が必要
			無	資格審査申請できない
		譲受人	有	営業譲渡前の資格は継続 譲受後の実態に応じ資格の再認定の申請可
			無	譲受した営業に係る業種のみ資格審査申請可 (譲渡人が有資格業者の場合に限る) (譲受した営業に係る一切の債権債務を引継ぐ場合に限る)
会社分割	新設分割	分割元	有	分割した営業に係る資格は原則消滅 分割後も資格が残る場合は資格の再認定の申請が必要
		分割先	—	分割された営業に係る業種のみ資格審査申請可 (分割元が有資格業者の場合に限る)
	吸収分割	分割元	有	新設分割の分割元に同じ
			無	資格審査申請はできない
		分割先	有	会社分割前の資格は継続 会社分割後の実態に応じ資格の再認定の申請可
			無	新設分割の分割先に同じ

- ① 合併等により変更となる前に有していた資格が組織変更後も継続される場合
 - ・再認定の申請期間中または再認定の申請をしない場合も合併等前からの資格に基づき入札に参加できます。
 - ・資格の再認定後は、再認定された資格に基づき入札に参加することができます。
- ② 組織変更により資格が消滅する場合
 - ・資格が再認定されるまでの間は入札に参加することはできません。

(2) 組織変更による入札参加資格の再認定の手続き

- ・提出書類等手続きの詳細については、下記要領等を確認してください。要領等は、本手引きの参考資料又は福島県入札監理課ホームページ（工事等入札参加資格の申請）に掲載しています。

「組織変更における審査手続き及び提出書類等について」

「工事等の請負契約に係る競争入札における有資格業者間の合併等に伴う資格審査等取扱要領」

※合併に伴う総合点調整については、県内業者のみが対象です。

(3) 会社更生法（民事再生法）に基づく手続開始決定を受けた者の入札参加資格

- ・会社更生法（民事再生法）の規定による更生（再生）手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者は、入札に参加することができません。（入札公告における入札説明書に記載されています。）
- ・入札に参加するためには、資格の再認定を受ける必要があります。
- ・提出書類等手続きの詳細については、下記要領を確認してください。本手引きの参考資料又は福島県入札監理課ホームページ（工事等入札参加資格の申請）に掲載しています。

「会社更生法に基づく更正手続き開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」

(4) 再認定の手続き

- ・申請書類については通常の受付と同じ様式になります。
- ・再認定における申請については、随時受付を行っていますので、提出先に事前に連絡のうえ提出をお願いします。提出先は、「Ⅱ. 工事等入札参加資格審査申請の手続き」の「2 お問い合わせ先及び審査担当機関（受付機関）」を御確認ください。

※「工事」の申請における再認定については、下記の基準日における経営事項審査の結果通知書が必要ですので、ご注意下さい。

組 織 変 更・・・合併時経審、譲渡時経審、分割時経審

会社更生法・・・更生時経審、再生時経審